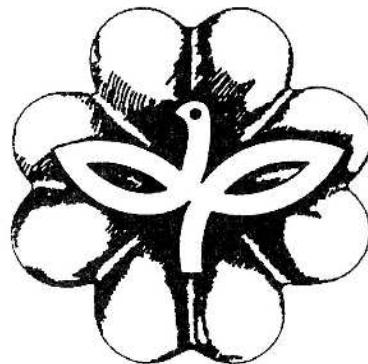


一隅を照らす

活動事例集

(第14集)



令和4年

富山市民生委員児童委員協議会

民生委員児童委員信条

一、わたくしたちは、隣人愛をもつて、社会福祉の増進に努めます。

一、わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。

一、わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。

一、わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。

一、わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。



児童憲章

(昭和 26 年 5 月 5 日設定)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

民生委員の歌

花咲く郷土

一、光もとめて 呼ぶ声に

愛の小鳩が 羽ばたくよ

憂い分けあう はらからに

伸ばす愛の手 この使命

担うわれらは 民生委員

二、すさぶ嵐の ただ中に

いつも消えない 灯が一つ

共に情の 手をとつて

すすむ再起の この門出

照らすわれらは 民生委員

三、晴れて明るい 空のもと

夢がみのるよ 微笑むよ

交わす誓いに 結ぶ手に

想え花咲く この郷土

築くわれらは 民生委員

一隅を照らす（第14集）発刊にあたって



富山市民生委員児童委員協議会
会長 山村 敏博

民生委員制度105周年を迎えた今日、社会構造の変化、環境の多様化、新たな法律の施行に加えて、近年では経験したことの無いコロナ感染症の世界的拡大により社会福祉のあり方が大きく転換して参りました。

その様な中、地域住民や地域の多様な主体が子ども・子育て環境の充実、生活困窮者支援、さらには、「安心して住み続けられる地域」を目指して、これまで蓄積した経験と知恵を活かした「地域共生社会の実現」（我が事・丸ごと）を目指しています。

民生委員児童委員は、住民の最も身近な相談役であり、地域の「つなぎ役」「見守り役」として大きな期待が寄せられています。

また従来からの役割である家庭教育、交通安全対策、災害時要援護者支援活動、地域力の向上等さまざまな分野での活動、それに伴う委員活動の時間・範囲も広く、多くの知識も求められています。

「一隅を照らす」は、本協議会が3年に一度発刊しており、各委員が活動事例を地区ごとに持ち寄り、地区の事例を発表するものです。奉仕の意義・喜びが感じられる民生委員児童委員の充実した活動を目指し、長年の活動実績の振り返りと発表の機会となります。

これらの事例は、「民生委員制度100周年」で示された活動強化方策に基づき、本市や全国の民生委員・児童委員および民児協関係者の今後の活動に繋がって行くと考えています。

これまで発刊した「一隅を照らす」第12集では、地区民児協の特徴ある活動、「一隅を照らす」第13集では、地域ごとの防災活動とその特色をまとめて参りました。

今期の「一隅を照らす」第14集は、「富山市地域版活動強化方策」の作成を目指しています。また富山県福祉カレッジ 学長 大橋謙策氏にご指導いただき6年間毎年開催している『地域連携研修会』とも深く関連しています。

この「一隅を照らす」第14集が委員活動の一助になるとともに、関係者の方々においても、よき理解となれば幸甚に存じます。

結びに、投稿いただいた皆さまをはじめ、ご支援ご協力をいただいたすべての皆さまに感謝申し上げ、発刊のことばといたします。



一隅を照らす（第14集）発刊寄せて

富山市長 藤井 裕久

このたび、富山市民生委員児童委員協議会の皆様方の活動の軌跡や、貴重な体験記録である事例集、「一隅を照らす」第14集を発刊されますことは誠に喜ばしく、心からお祝い申し上げます。

日頃から、民生委員児童委員の皆様方におかれましては、社会奉仕の精神のもと、各地域での様々な援助活動を通して、住民福祉の向上と、福祉行政の推進に多大なご尽力を賜り、改めて敬意と感謝の意を表する次第です。

また、長期に渡り新型コロナウイルス感染症が流行する中、感染の拡大防止に留意しながら、それぞれのお立場で活動を継続されていることに深謝申し上げます。

近年、急速に進む少子・超高齢化と本格的な人口減少をはじめ、核家族化の進展や、地域コミュニティの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、誰もが地域の中で自立しながら安心して暮らすためには、様々な方が世代を超えて活発に交流し、互いに理解し合い、共に助け合う地域づくりがますます重要になってきております。

こうした中、住民の最も身近な相談役となる民生委員・児童委員の皆様が果たされる役割は、健全な地域づくりや社会福祉の増進に非常に重要であり、今後も皆様と行政とが車の両輪となって、真の福祉社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

どうか皆様方には、令和4年12月1日の一斉改選や本事例集の発刊を契機に、さらに連携と結束を強められ、豊かなご経験とご識見のもと、本市福祉行政の推進に、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、寄稿者の方々をはじめ、編集にあたられました役員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、富山市民生委員児童委員協議会の限りないご発展と、民生委員児童委員の皆様方のますますのご健勝、ご活躍を心から祈念いたします。

制度のあらまし

大正	6・5	岡山県で済世顧問が誕生
昭和	2・5	富山県方面委員制度発足
昭和	2・10	第1回全国大会（東京）
昭和	21・9	方面委員は民生委員と改称される
昭和	21・10	生活保護法施行（旧法）
昭和	21・11	第1回民生委員大会（京都）
昭和	22・12	児童福祉法公布
昭和	23・7	民生委員法交付
昭和	24・12	身体障害者福祉法公布
昭和	25・5	生活保護法制定
昭和	26・3	社会福祉事業法制定
昭和	26・10	民生委員信条制定
昭和	27・8	第7回全国大会（大津市） ※1人1世帯更生運動決議
昭和	29・5	第9回全国大会（富山市）
昭和	30・8	世帯更生資金貸付制度発足
昭和	32・4	皇后陛下より御歌を賜る
昭和	32・5	40周年大会（東京）
昭和	33・3	互助共励事業開始
昭和	36・4	精神薄弱者福祉法施行
昭和	36・4	毎月の活動状況報告を提出
昭和	38・7	老人福祉法施行
昭和	39・7	母子及び寡婦福祉法施行
昭和	42・9	天皇陛下より御製を賜る
昭和	45・5	身体障害者対策基本法制定
昭和	52・5	60周年大会（大阪市） ※毎年5月12日を民生委員の日と決定
昭和	60・4	富山県民生委員児童委員協議会発足
平成	元・12	高齢者保健福祉10か年計画策定（ゴールドプランと呼称）
平成	6・1	主任児童委員が設置される
平成	6・12	新ゴールドプラン策定
平成	6・12	エンゼルプラン策定
平成	7・1	阪神淡路大震災発生
平成	7・12	障害者プラン ノーマライゼイション7か年戦略策定
平成	8・4	富山市が中核市に移行 ※民生委員が県から市へ変更
平成	8・9	富山県福祉条例制定
平成	9・5	80周年大会（東京）
平成	9・12	介護保険法制定
平成	10・3	特定非営利活動促進法（NPO法）制定
平成	10・7	民生委員法50周年
平成	11・12	ゴールドプラン21策定

平成	11・12	新エンゼルプラン策定
平成	12・6	社会福祉法施行
平成	12・6	民生委員法改正
平成	12・6	県児童福祉法改正
平成	12・6	児童虐待の防止等に関する法律施行
平成	14・8	ホームレスの自立支援に関する法律施行
平成	14・9	少子化対策プラスワン策定
平成	15・4	支援費制度施行
平成	15・5	個人情報保護法施行
平成	16・3	富山市地域福祉活動計画策定
平成	17・4	7市町村合併 新しい「富山市」発足
平成	18・4	富山市民児協 7市町村合併
平成	18・4	障害者自立支援法施行
平成	18・5	個人情報保護法の一部改正
平成	19・3	富山市福祉計画策定
平成	19・7	90周年大会（東京）
平成	22・3	富山市地域福祉活動計画策定
平成	22・6	障害者自立支援法廃止が決定
平成	23・6	介護保険法改正
平成	25・4	障害者総合支援法施行
平成	25・10	地方分権改革一括法に伴う民生委員法の一部改正
平成	26・4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律施行
平成	26・7	生活保護法の一部改正
平成	27・3	富山市地域福祉活動計画策定
平成	27・4	個人情報保護法改正
平成	27・4	子ども・子育て支援法施行
平成	27・4	生活困窮者自立支援法施行
平成	27・4	介護保険法の一部改正
平成	27・9	個人情報保護法改正
平成	28・3	社会福祉法の一部改正
平成	28・4	障害者差別解消法施行
平成	28・4	社会福祉法人制度の改革と福祉人材の確保の促進
平成	28・5	成年後見制度利用促進法施行
平成	28・6	富山市民生委員法定数条例改正
平成	29・4	社会福祉法改正
平成	29・5	民生委員100周年の日
平成	30・4	介護保険法改正
平成	30・4	障害者総合支援法の一部改正
平成	30・4	児童福祉法の一部改正
平成	31・3	富山市福祉計画策定
令和	元・6	児童福祉法改正

令和 2・3 富山市地域福祉活動計画策定
令和 2・6 個人情報保護法改定
令和 2・6 社会福祉法の一部改正
令和 2・6 介護保険法の一部改正
令和 3・4 社会福祉法の一部改正
令和 3・6 個人情報保護法改正
令和 4・6 児童福祉法の一部改正

「一隅を照らす」

伝教大師最澄の有名な言葉。

どんな小さなことでも誠心誠意尽くして、目立たずとも
世の中に貢献している人を意味する。

民生委員児童委員も一人ひとりがその担当地域のために「一隅を照らす」存在として住民の期待に添えるよう、
心を新たに手を取り合って奉仕の道を歩み続けることを
願って昭和58年11年に第1集を刊行し、以後改選時に
毎回この活動事例集を刊行しています。

◆ 校下・地区民生委員児童委員協議会
実践活動事例集

目 次

◆ 校下・地区民生委員児童委員協議会実践活動事例集

中地区ブロック P 1

総曲輪・愛宕・安野屋・八人町・五番町・柳町・清水町・星井町・西田地方

東地区ブロック P 26

東部・藤ノ木・新庄・新庄北・広田・水橋中部・水橋西部・水橋東部・三郷・上条

西地区ブロック P 50

桜谷・五福・神明・四方・八幡・草島・倉垣・呉羽・長岡・寒江・古沢・老田・池多

南地区ブロック P 97

堀川・堀川南・光陽・山室・山室中部・太田・蟠川・新保・熊野・月岡

北地区ブロック P 123

奥田・奥田北・豊田・岩瀬・大広田・萩浦・浜黒崎・針原

富山市新川地区ブロック P 144

大沢野・大久保・船崎・下タ・小羽・大山・上滝・大庄・福沢・細入

婦負地区ブロック P 169

八尾・保内・杉原・八尾南・速星・鶴坂・朝日・宮野・古里・音川・神保・山田